

# 小・中・高等学校、特別支援学校など、すべての学校での少人数学級実現と教職員定数改善計画の策定を強く求める

～中央教育審議会初等中等教育分科会「提言」に対する見解～

2010年7月14日

日本高等学校教職員組合中央執行委員会

## 1. 30年ぶりの小・中学校学級編制の標準の引き下げ提言を歓迎する

中央教育審議会初等中等教育分科会は、7月12日、「今後の学級編制及び教職員定数の改善について」の提言案（以下「提言」）をまとめました。その内容の中心は、「小・中学校の学級編制の標準を、現行の40人から引き下げ」、「学級編制に関する権限を都道府県教育委員会から市町村教育委員会へ移譲」というものです。「提言」では具体的な人数には触れていませんが、文部科学省は1学級の上限を現行の40人から35人に引き下げ、さらに小学校低学年は「小1プロブレム」などに対応するため30人を検討する方向と思われます。法律で決められている1学級あたりの標準は、1980年度に45人から40人に引き下げられたままであり、引き下げが実現すればほぼ30年ぶりの改善となります。

また、新しい教職員定数改善計画の策定にあたっては、「教員が授業だけでなく、学校運営や生徒指導、部活動指導、教材研究、研修等、幅広い職務を行っていること」に留意し、加配定数の基礎定数化や、養護教諭・事務職員などの定数改善、学校図書館業務・特別支援教育・キャリア教育・進路指導などの充実のための教職員定数改善の必要性を強調し、「国が教育条件整備の責務を果たし」「早急に新たな教職員定数改善計画を定め、確実に実施する必要がある」としています。

日高教は、「提言」が国の責任による少人数学級の実現と早急な教職員定数改善計画の策定を明確に求めたことを歓迎します。こうした「提言」の背景には、長年の自公政治のもとでつづいてきた管理と競争、安上がりの教育政策のゆきづまりがあります。そして、私たちがこの21年間にわたって父母・地域住民とともに展開してきた教育全国署名(3000万署名)運動をすすめ、すべての都道府県で少人数学級を実現させ、「30人以下学級の実現」を国民的世論にしてきたことの大いなる成果です。

## 2. 高等学校・特別支援学校の改善見送りは認められない

「提言」の積極面を評価しつつも、高等学校については重大な問題を含んでいます。それは、「学校の教育活動全体に占める選択教科の比重が高く、学級とは別の学習集団を形成して教育活動を行う場合が比較的多いこと」や「多様な課程・学科等で構成されている」ことから、各学校の実情に応じた定数確保を口実として、学級編制の標準の引き下げを見送ったことです。

後期中等教育段階の青年の人格完成期にあたって、きめこまかな指導助言を行うためには、小・中学校と同様に少人数学級が必要とされます。現行の「公立高等学校の適正規模及び教職員定数の標準等に関する法律」（以下、標準法）により、高校の教職員定数の基礎を「学級数」から「収容定員」に変えたことに示されているように、高等学校における学級の果たす役割を文部科学省はあまりにも軽視しています。

「提言」では、一方では、生徒の進路希望達成や義務教育段階の学習内容の定着を図るための指導が重要であると指摘しながら、もう一方で、少人数学級の必要性を否定することは矛盾しています。特色ある学校づくりへの加配をすすめて学校間格差を競わせる政策を依然として続けようとするものであり、すりかえでしかありません。また、全国的に過密化・大規模化が深刻な問題となっている特別支援学校についても、学級編制の標準の引き下げは見送られ、「現行の特別支援教育制度において必要とされる教職員定数を確保することが重要」としていることは問題です。

従来、学級編制の標準の引き下げについては、小・中学校が先行して、高等学校は次の段階に先送りされてきた経緯があります。今回もまた同じような経緯をたどろうとしており、断じて容認できるものではありません。小・中学校と同様に、高等学校についても学級編制の標準を引き下げを強く求めるものです。特に、少人数学級の必要性が高い定時制については、都市部を中心に定員を超える学級

まで誕生する状態となっており、早急に 20 人学級を実現する必要があります。

また、実験・実習をはじめとする教育の広範な分野で教諭と同様に重要な役割を果たしている実習教員の改善に何も触れていないことは問題です。さらに、「提言」が求めた「学校図書館業務の充実に向けた教育職員新定数の改善が必要である」という立場から、「専任・専門・正規の学校司書」を標準法に位置づけて配置すべきです。同時に、生徒の安全・安心な学校環境整備のために必要不可欠な存在である現業職員について、標準法にきちんと位置づけることを求めます。

### 3. 定数内臨採急増の原因である「定数くずし」「総額裁量制」を直ちに廃止せよ

「提言」では、このほか、「義務教育費の国庫負担制度の堅持と国庫負担率の 2 分の 1 への復元」と、「加配定数を基礎定数に組み入れる」ことにより、非正規教員にかわる「正規教員の配置促進」を要望しています。現在の学校現場における定数内臨時的任用者の急速な増加の原因は、現行の標準法から導入された、正規教員定数を複数の非常勤講師に換算・分割して人件費を節約する「定数くずし」と、義務教育費国庫負担金の総額の範囲内で、地方公共団体が給与額や教職員数を自由に決定できる「総額裁量制」が 2004 年に導入されたことにあります。「提言」ではこのことにはまったく触れず、「基本的には都道府県教育委員会の判断により行われるもの」と文科省の責任を不問に付すばかりでなく、地方に責任転嫁しています。非常勤講師を多用することは、教育活動を細切れにするとともに、計画的・集団的な教育活動を弱体化させる要因ともなっており、「定数くずし」と「総額裁量制」は一刻も早く廃止すべきです。「提言」が求めている義務教育費国庫負担率を 2 分の 1 に戻すことは当然のこととして、社会全体で教育を支えているという姿勢を具体化するため、全額国庫負担にするとともに、高校教育費の国庫負担制度導入を強く求めます。

### 4. 規制緩和により高等学校の無原則な統廃合を容認しかねない「地域主権戦略大綱」

今回の「提言」に係わって、内閣府の地域主権戦略会議が 6 月 22 日に発表した「地域主権戦略大綱」(第 2 次見直し)にも注意をする必要があります。「大綱」は、国が法令で地方自治体の事務やその実施方法を縛っている義務付け・枠付けの見直しをすすめ、標準法の第 5 条を廃止し、本校 240 人、分校 100 人の設置基準の下限規制を撤廃しようとしています。このことは、1 学年 2 クラスを下回る地方の高校の分校化や統廃合、分校の廃校を阻止して、生徒の学習権保障と地域の教育要求にこたえることができるという一面があります。しかしながら、この下限規制に関係なく、各地で学校の統廃合が進められているという現状を見るならば、今後は適正規模の学校であっても、地方自治体の判断で統廃合が容易に進められてしまうという危険性をも持っていると言わざるを得ません。教育や福祉など国民生活に密接にかかわる部分は国としての最低基準を維持すべきです。学校の適正規模については、地方自治体の判断にゆだねるのではなく、国の責任によって上限規制(全日制 18 学級、定時制 12 学級)をこそ設定すべきものでなければいけません。

### 5. 日高教は、教育条件の抜本改善のために、共同の運動を強化する

日高教は、文科省がおこなった教育関係団体のヒアリングに際して、全教とともに意見書を 2 月 10 日に提出し、今回の「提言」に一定程度反映されています。今後は今回の「提言」もふまえて文科省での検討が行われ、8 月末の来年度予算に対する概算要求にあわせて具体策がまとめられることとなります。少人数学級の実現にはそれに見合った教職員増のための予算増が必要となります。今回の「提言」では「新たな財政措置が不可欠」と財源に踏み込んだ異例の提言となっています。「提言」の前進部分をいっそう充実させる方向での検討が進められ、小・中・高等学校、特別支援学校などすべての学校での少人数学級の実現と、子どもと教職員の立場に立った教職員定数改善計画を策定することを強く要求します。

日高教は、その要求実現のために、父母・地域住民とともに共同して、教育全国署名をはじめ、自治体との合意づくりなどの運動を強めることを表明するものです。